ファイナンシャル・プランニング技能検定
２級 実技試験
中小事業主資産相談業務

（2026 年５月公表分）

注意事項

１．本試験の出題形式は、事例形式５題（15 問）です。

２．試験問題については、問題文に特に断りのない限り、2025 年４月１日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。

３．問題は、【第１問】から【第５問】まであります。

４．各問の問題番号は、通し番号になっており、問１から問 15 までとなっています。

５．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

厚生労働大臣指定試験機関　**一般社団法人 金融財政事情研究会**

【第１問】 次の設例に基づいて、各問（問１～問３）に答えなさい。

《設　例》

Ａさん（46歳）は、不動産業を営んでいるＸ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長である。Ｘ社は、Ａさんの父親が60年前に創業して以来、地元の地主や賃貸物件所有者の信頼のもと、安定した経営を続けてきた。

Ａさんは、妻Ｂさん（44歳）、長男Ｃさん（14歳）および二男Ｄさん（11歳）との４人暮らしである。最近、子の教育費等の負担が増しており、自分が死亡した場合に公的年金制度から遺族給付がどのくらい支給されるのか知りたいと思っている。また、自身のリタイアに備えるための小規模企業共済制度や、従業員が退職した場合に備えるための中小企業退職金共済制度についても知りたいと思っている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

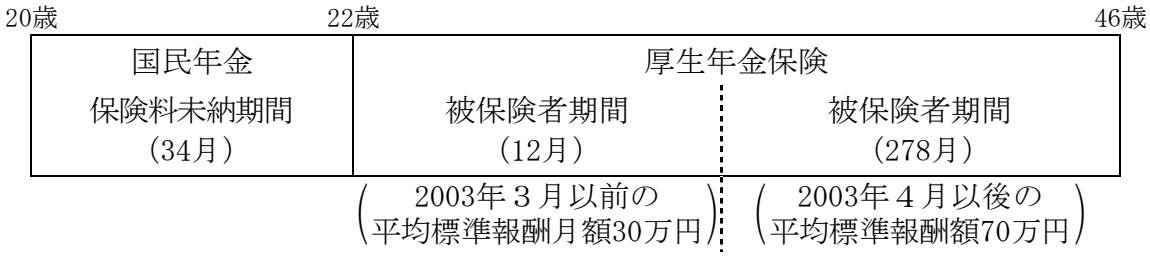
〈Ｘ社の概要〉

資本金　　：　1,000万円
業　種　　：　不動産業（中小企業退職金共済制度における一般業種に該当）
従業員数　　：　３人（常時雇用）
企業年金制度　：　なし

〈Ａさんとその家族に関する資料〉

（1）Ａさん（1979年６月２日生まれ、46歳）

・公的年金加入歴　：　下図のとおり（2026年５月までの期間）



（2）妻Ｂさん（1981年５月27日生まれ、44歳、専業主婦）

・公的年金加入歴　：　高校卒業後から10年間（120月）は厚生年金保険に加入。その後は国民年金に第３号被保険者として加入している。

（3）長男Ｃさん（2011年５月29日生まれ、14歳、中学生）

（4）二男Ｄさん（2014年５月25日生まれ、11歳、小学生）

※妻Ｂさん、長男Ｃさんおよび二男Ｄさんは、現在および将来においても、Ａさんと同居し、Ａさんと生計維持関係にあるものとする。

※Ａさんとその家族は、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※Ａさんとその家族の年齢は、いずれも2025年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問１

Ｍさんは、Ａさんが2026年６月１日時点で死亡した場合に妻Ｂさんが受給することができる遺族基礎年金および遺族厚生年金の年金額（2025年度価額）を試算した。妻Ｂさんが受給することができる遺族基礎年金および遺族厚生年金の年金額を求める下記の〈計算式〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を答えなさい。計算にあたっては、《設例》の〈Ａさんとその家族に関する資料〉に基づくこと。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算式〉

・遺族基礎年金の年金額（子の加算額は239,300円または79,800円）

831,700円＋□□□円＋□□□円＝（　①　）円

・遺族厚生年金の年金額

$$\left(□□□円 \times \frac{7.125}{1,000} \times □□□月 + □□□円 \times \frac{5.481}{1,000} \times □□□月\right) \times \frac{(\ \ ②\ \)月}{(\ \ ③\ \)月} \times \frac{□□□}{□□□} = （\ \ ④\ \ ）円（円未満四捨五入）$$

問２

Ｍさんは、Ａさんに対して、小規模企業共済制度について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「小規模企業共済制度は、個人事業主や会社等の役員が廃業や退職等した場合に必要となる資金を準備することができる共済制度です。妻Ｂさんは、Ｘ社の役員には就任していないものの、Ｘ社の銀行借入れについて、所有する不動産を担保に提供している場合、共同経営者として、小規模企業共済制度に加入することができます」

②

「小規模企業共済制度の毎月の掛金は、1,000円から７万円までの範囲内で、500円単位で選択することができ、納付した掛金は、税法上、Ｘ社の損金の額に算入することができます」

③

「仮に、Ａさんが小規模企業共済制度に加入した後、Ｘ社を解散した場合に一括で受け取る共済金は、税法上、退職所得として所得税の課税対象となります」

問３

Ｍさんは、Ａさんに対して、中小企業退職金共済制度（以下、「中退共」という）について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な語句または数値を、下記の〈語句群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「中退共は、中小企業の事業主が勤労者退職金共済機構と、従業員を被共済者とする退職金共済契約を締結して、退職金を社外に積み立てる共済制度です。

Ｘ社は一般業種に該当し、常時雇用する従業員数が300人以下または資本金の額が３億円以下という条件を満たしていますので、中退共に加入することができます。

毎月の掛金は、原則として、被共済者１人につき、5,000円から（　①　）円までの16種類のなかから、被共済者ごとに選択することができ、法人が支払った掛金は、その全額を損金の額に算入することができます。

なお、掛金については国の助成制度があり、新規加入の場合は、掛金月額の２分の１（被共済者ごとに5,000円が上限）について加入後４カ月目から（　②　）年間にわたり助成を受けることができます。また、１万8,000円以下の掛金月額を増額する場合は、増額分の３分の１について増額月から（　②　）年間にわたり助成を受けることができます。

被共済者が退職したときの退職金は、勤労者退職金共済機構から（　③　）支給されます」

〈語句群〉

イ．１　　ロ．２　　ハ．３　　ニ．４　　ホ．５　　ヘ．30,000　　ト．40,000

チ．50,000　　リ．会社に　　ヌ．会社を経由して退職者に　　ル．退職者に直接

【第１問】 模範解答

問１

〈答〉 ① 1,310,300（円） ② 300（月） ③ 290（月）
④ 847,437（円）

問２

〈答〉 ① × ② × ③ ○

問３

〈答〉 ① ヘ ② イ ③ ル

【第２問】 次の設例に基づいて、各問（問４～問６）に答えなさい。

《設　例》

中小事業主のＡさん（45歳）は、将来に向けた資産形成のため、余裕資金を上場株式や投資信託で運用したいと考えている。上場株式については、同業種のＸ社株式およびＹ社株式（いずれも東京証券取引所上場銘柄）に興味を持っている。

そこで、Ａさんは、ファイナンシャル・プランナーのＭさんに相談することにした。

〈Ｘ社およびＹ社の財務データ等〉

	Ｘ社	Ｙ社
総資産	16,100億円	6,100億円
純資産（自己資本）	11,100億円	3,900億円
当期純利益	990億円	500億円
配当金総額	280億円	120億円
発行済株式数	８億株	３億株
株価	3,900円	4,200円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問４

Ｍさんは、Ａさんに対して、《設例》の〈Ｘ社およびＹ社の財務データ等〉に基づき、株式の投資指標について説明した。Ｍさんが説明した以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を答えなさい。〈答〉は、表示単位の小数点以下第３位を四捨五入し、小数点以下第２位までを答えること。

「株式の代表的な投資指標として、PERとPBRがあります。Ｘ社株式のPERは（　①　）倍であり、Ｙ社株式の値を上回っています。一方、Ｙ社株式のPBRは（　②　）倍であり、Ｘ社株式の値を上回っています。一般に、いずれも倍率が低いほど株価が割安であるといえますが、相対的な指標ですので、過去の推移や同業他社の数値、業界平均値などと比較するとよいでしょう。

また、企業の収益性や経営の効率性を測る代表的な指標として、ROEがあります。Ｘ社のROEは（　③　）％で、Ｙ社の値を下回っています」

問５

Ｍさんは、Ａさんに対して、株式投資について説明した。Ｍさんが説明した次の記述①～④について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「国内株式市場における代表的な株価指標である日経平均株価は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場している銘柄のうち、代表的な225銘柄を対象とした修正平均型の株価指標です」

②

「株式累積投資は、毎月300万円未満で設定した一定の金額で同一銘柄の株式を継続的に買い付ける投資方法であり、買い付ける銘柄は、取扱会社が選定した銘柄のなかから選択します」

③

「上場株式の注文方法のうち、指値注文では、高い値段の買い注文が低い値段の買い注文に優先して売買が成立し、同じ値段の買い注文については、寄付や引けなどを除き、先に出された注文が後に出された注文に優先して売買が成立します」

④

「上場株式の配当は、権利確定日時点で株主名簿に登録されている株主に対して支払われます。配当を受け取るためには、株式の発行会社が定めている権利確定日の２営業日前である権利付最終日までに株式を購入する必要があります」

問６

Ｍさんは、Ａさんに対して、公募株式投資信託（分配金受取コース）を特定口座（源泉徴収あり）で購入し、１年後に解約した場合の課税について説明した。下記の〈条件〉に基づき、次回の分配金が出る前に、当該公募株式投資信託をすべて解約した場合の譲渡所得の計算に関する次の①～③を答えなさい。〈答〉は円単位とし、円未満は切捨てとすること。

①　譲渡所得の金額の計算上の取得費
②　譲渡所得の金額
③　譲渡所得の金額に係る所得税および復興特別所得税、住民税の合計額

〈条件〉

・分配金受取コースを選択（決算頻度：年１回）
・購入時の基準価額　：　10,000円
・購入時手数料　　：　購入時の基準価額の3.3％（税込）
・買付口数　　：　100万口
・解約時の基準価額　：　14,000円
※上記の基準価額および手数料は、１万口当たりの金額である。
※購入時から解約時までに受け取った収益分配金（税引前）は、普通分配金1,000円（１万口当たり）、元本払戻金（特別分配金）1,000円（１万口当たり）である。
※解約時、基準価額からその0.5％が信託財産留保額として差し引かれる。
※上記以外の条件は考慮しないものとする。

【第２問】 模範解答

問４

〈答〉 ① 31.52（倍） ② 3.23（倍） ③ 8.92（%）

問５

〈答〉 ① × ② × ③ ○ ④ ○

問６

〈答〉 ① 933,000（円） ② 460,000（円） ③ 93,449（円）

【第３問】 次の設例に基づいて、各問（問７～問９）に答えなさい。

《設　例》

小売業を営むＸ株式会社（資本金1,000万円、１年決算法人、青色申告法人、従業員45人、同族会社かつ非上場会社で株主はすべて個人、租税特別措置法上の中小企業者等に該当し、適用除外事業者ではない。以下、「Ｘ社」という）の2026年３月期（2025年４月１日～2026年３月31日。以下、「当期」という）の貸借対照表および損益計算書は、以下のとおりである。

なお、Ｘ社は、2025年４月に減価償却資産を取得して事業の用に供している。また、新領域に挑戦するために、「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例」（オープンイノベーション促進税制）の適用を検討している。

貸　借　対　照　表

（2026年３月31日現在）　　（単位：万円）

資　産　の　部	金　　額	負債・純資産の部	金　　額
現　金　預　金	4,200	買　入　債　務	7,260
売　上　債　権	3,340	短　期　借　入　金	1,970
棚　卸　資　産	3,090	その他の流動負債	1,430
その他の流動資産	1,110	（流動負債合計）	(10,660)
（流動資産合計）	(11,740)	長　期　借　入　金	6,000
有形固定資産	8,060	（固定負債合計）	(6,000)
無形固定資産・投資	2,270	（負　債　合　計）	(16,660)
（固定資産合計）	(10,330)	（純　資　産　合　計）	(5,410)
資　産　合　計	22,070	負債・純資産合計	22,070

損　益　計　算　書

（2025年４月１日～2026年３月31日）（単位：万円）

科　　目	金　　額
売　上　高	51,260
売　上　原　価	39,230
（売　上　総　利　益）	(12,030)
販売費及び一般管理費	10,050
（営　業　利　益）	(1,980)
営　業　外　収　益	190
営　業　外　費　用	210
（経　常　利　益）	(1,960)
特　別　損　失	60
（税引前当期純利益）	(1,900)
法人税、住民税及び事業税	420
（当　期　純　利　益）	(1,480)

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問７

《設例》の貸借対照表および損益計算書に基づき、Ｘ社の各種経営指標等に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。なお、各種経営指標の計算結果は、表示単位の小数点以下第３位を四捨五入している。

①

「Ｘ社の所要運転資金は1,080万円であり、Ｘ社の売上債権が10％増加すると所要運転資金は334万円増加します」

②

「Ｘ社の純資産の額と自己資本の額を同額とした場合、Ｘ社の流動比率は110.13％で、固定長期適合率は90.53％です」

③

「Ｘ社の営業外収益をすべて金融収益、営業外費用をすべて金融費用とした場合、Ｘ社のインタレスト・カバレッジ・レシオは9.43倍です」

問８

法人税における減価償却に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「Ｘ社が当期において取得して事業の用に供した減価償却資産のうち、その取得価額が□□□万円未満であるものは、『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』の適用を受け、当期においてその取得価額に相当する金額を、本特例の適用を受ける減価償却資産の取得価額の合計額が（　①　）万円に達するまで、損金経理することにより損金の額に算入することができます。なお、本特例の適用を受けられる中小企業者は、青色申告法人で、常時使用する従業員の数が（　②　）人以下の法人（特定法人に該当する場合は□□□人以下）に限られます。

また、Ｘ社が当期において取得して事業の用に供した減価償却資産のうち、その取得価額が（　③　）万円未満であるものは、『一括償却資産の損金算入』の規定により、当期においてその取得価額に相当する金額を損金経理する場合、その取得価額の合計額の□□□分の１相当額を当期以後（　④　）年間にわたって損金の額に算入することができます」

〈数値群〉

イ．２　　ロ．３　　ハ．４　　ニ．５　　ホ．７　　ヘ．10　　ト．20　　チ．30
リ．40　　ヌ．50　　ル．100　　ヲ．200　　ワ．300　　カ．500　　ヨ．1,000

問９

「特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の課税の特例」（オープンイノベーション促進税制。以下、「本特例」という）に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「本特例は、青色申告法人で一定の特定事業活動を行うものが、一定のスタートアップ企業（特別新事業開拓事業者）の株式（特定株式）を取得し、かつ、その取得した日を含む事業年度終了の日まで引き続き有している場合において、その特定株式の取得価額（一定の上限あり）の（　①　）％相当額以下の金額を特別勘定を設ける方法によって経理したときは、その金額を損金の額に算入することができる特例です。損金算入額は、その事業年度の所得金額（一定の上限あり）が上限となります。

本特例の対象となる株式は、新規発行株式（増資特定株式）または既存発行株式（購入により取得したもので、その取得により特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の50％超を有することとなるもの）です。

増資特定株式を取得した場合に本特例の適用を受けるためには、増資特定株式の取得価額が、外国法人の株式を除き、原則として１億円以上であることが要件となっていますが、中小企業者が行う出資の場合、（　②　）万円以上であれば要件を満たすことになっています。

なお、増資特定株式を取得した日から（　③　）年以内に譲渡した場合や当該株式に係る剰余金の配当を受けた場合などには、特別勘定の金額のうちその事由に応じた金額を取り崩して益金の額に算入しなければなりません」

〈数値群〉

イ．１　　ロ．２　　ハ．３　　ニ．10　　ホ．25　　ヘ．30　　ト．50　　チ．100
リ．500　　ヌ．1,000　　ル．2,000　　ヲ．3,000　　ワ．5,000

【第３問】 模範解答

問７

〈答〉 ① × ② ○ ③ ×

問８

〈答〉 ① ワ ② カ ③ ト ④ ロ

問９

〈答〉 ① ホ ② ヌ ③ ハ

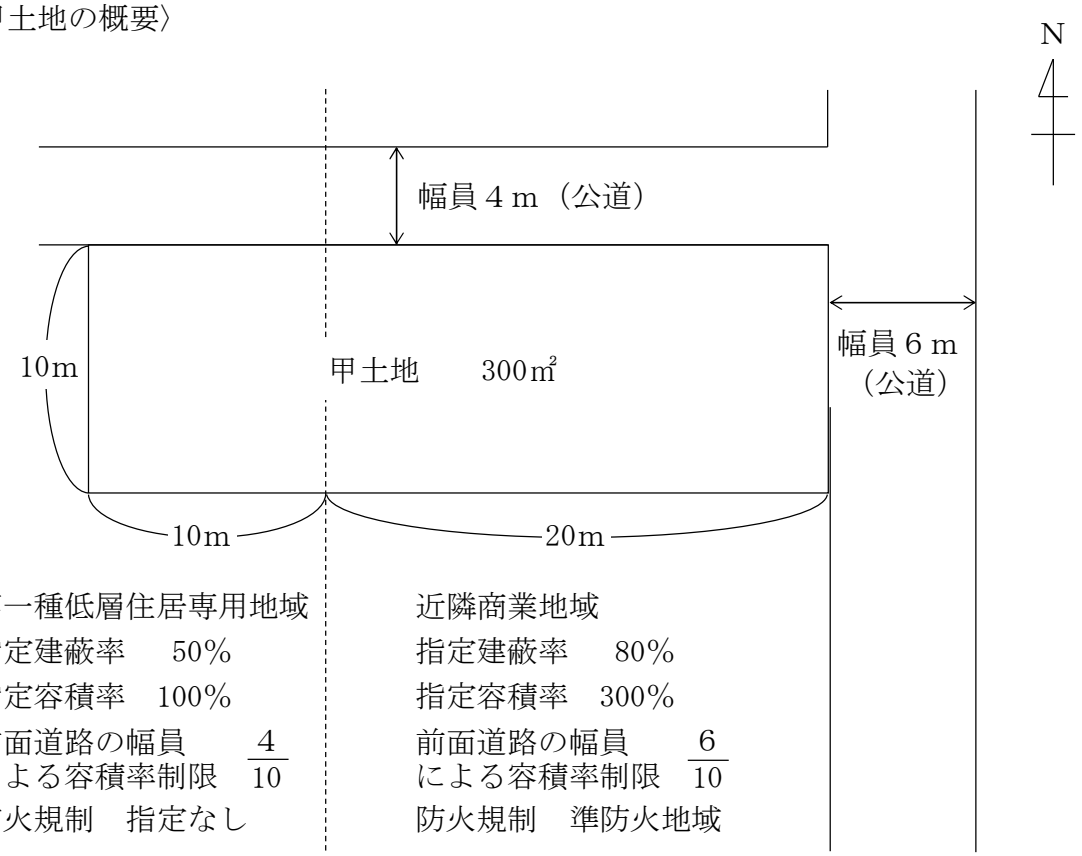
【第４問】 次の設例に基づいて、各問（問10～問12）に答えなさい。

《設　例》

Ｘ株式会社の代表取締役社長であるＡさんは、半年前に父親が死亡し、父親が１人で居住していた家屋（現在は空き家）とその敷地である甲土地（いずれも父親が50年前に取得）を相続により取得した。

Ａさんは、老朽化した家屋を取り壊し、甲土地上に賃貸アパートを建築するか、あるいは甲土地を売却することを検討している。

〈甲土地の概要〉



第一種低層住居専用地域	近隣商業地域
指定建蔽率　50％	指定建蔽率　80％
指定容積率　100％	指定容積率　300％
前面道路の幅員による容積率制限　$\frac{4}{10}$	前面道路の幅員による容積率制限　$\frac{6}{10}$
防火規制　指定なし	防火規制　準防火地域

・甲土地は300㎡の長方形の土地であり、第一種低層住居専用地域に属する部分は100㎡、近隣商業地域に属する部分は200㎡である。
・甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地である。
・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問10

建築基準法の規定に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「建築物の敷地が異なる２つの用途地域にわたる場合、原則として、その全部について、敷地の過半の属する地域の建築物の用途に関する規定が適用されます」

②

「第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域または準住居地域内における建築物の高さは、10ｍまたは12ｍのうち当該地域に関する都市計画において定められた建築物の高さの限度を超えてはなりません」

③

「準防火地域内では、地階を除く階数が３以下で延べ面積が1,500㎡以下の建築物は、耐火建築物・延焼防止建築物や準耐火建築物・準延焼防止建築物とする必要はありません」

問11

甲土地上に、第一種低層住居専用地域に属する部分と近隣商業地域に属する部分にわたって耐火建築物を建築する場合における次の①、②を答えなさい。〈答〉は㎡単位とすること。

①　建蔽率の上限となる建築面積

②　容積率の上限となる延べ面積

問12

「相続財産に係る譲渡所得の課税の特例」（相続税の取得費加算の特例。以下、「本特例」という）に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「相続人が相続により取得した被相続人居住用家屋の敷地を譲渡した場合、譲渡所得の金額の計算上、本特例は、『被相続人の居住用財産（空き家）に係る譲渡所得の特別控除の特例』と重複して適用を受けることはできません」

②

「相続人が相続により取得した土地を譲渡した場合に、譲渡所得の金額の計算上、譲渡価額の５％相当額を当該土地の取得費とするときは、本特例の適用を受けることはできません」

③

「本特例により取得費に加算する金額を算出する場合における譲渡資産の価額は、相続税額の計算上、当該資産について『小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例』の適用を受けていた場合、当該特例適用前の金額となります」

【第４問】 模範解答

問10

〈答〉 ① ○ ② × ③ ×

問11

〈答〉 ① 270（㎡） ② 700（㎡）

問12

〈答〉 ① ○ ② × ③ ×

【第５問】 次の設例に基づいて、各問（問13～問15）に答えなさい。

《設　例》

非上場会社であるＸ株式会社（以下、「Ｘ社」という）の代表取締役社長であるＡさん（72歳）の推定相続人は、妻Ｂさん（67歳）、長男Ｃさん（45歳）および長女Ｄさん（42歳）の３人である。

Ａさんは、Ｘ社の専務取締役である長男Ｃさんに、所有するＸ社株式を贈与して事業を承継し、勇退する予定である。Ｘ社株式の贈与にあたっては、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）」の利用を考えている。また、住宅の取得を検討している長女Ｄさんに住宅取得資金の援助をしたいと考えている。

〈Ｘ社の概要〉

（1）業種 ： 電気機械器具製造業

（2）資本金等の額 ： 3,000万円（発行済株式総数600,000株、すべて普通株式で１株につき１個の議決権を有している）

（3）株主構成

Ａさん　　： 480,000株
妻Ｂさん　： 60,000株
長男Ｃさん ： 60,000株

（4）株式の譲渡制限 ： あり

（5）従業員数 ： 23人

※Ｘ社の財産評価基本通達上の規模区分は「中会社の中」であり、特定の評価会社には該当しない。

（6）Ｘ社および類似業種の比準要素等

	Ｘ社	類似業種
１株（50円）当たりの年配当金額	3.3円	5.5円
１株（50円）当たりの年利益金額	27円	30円
１株（50円）当たりの簿価純資産価額	234円	260円

※すべて１株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

・類似業種の１株（50円）当たりの株価の状況

課税時期の属する月の平均株価　　： 401円
課税時期の属する月の前月の平均株価　： 412円
課税時期の属する月の前々月の平均株価　： 400円
課税時期の前年の平均株価　　： 405円
課税時期の属する月以前２年間の平均株価 ： 430円

（7）Ｘ社株式の純資産価額方式による１株当たりの評価額 ： 300円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

問13

《設例》の〈Ｘ社の概要〉に基づき、Ｘ社株式の１株当たりの「類似業種比準価額」と「類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による相続税評価額」を求める下記の〈計算式〉の空欄①～④に入る最も適切な数値を答えなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈計算式〉

・類似業種比準価額

$$（\ \ ①\ \ ）円 \times \frac{\frac{3.3円}{5.5円}+\frac{27円}{30円}+\frac{234円}{260円}}{（\ \ ②\ \ ）} \times □□□ \times \frac{50円}{50円} = （\ \ ③\ \ ）円$$

・類似業種比準方式と純資産価額方式の併用方式による相続税評価額

（　③　）円×（　④　）＋300円×｛１－（　④　）｝＝□□□円

問14

「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（特例措置）」（以下、「本特例」という）に関する以下の文章の空欄①～③に入る最も適切な数値を、下記の〈数値群〉のなかから選び、その記号を答えなさい。

「本特例の適用を受けるためには、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づく都道府県知事の認定を受ける必要があります。

本特例の適用を受ける後継者は、贈与の日において（　①　）歳以上であり、贈与の時において、対象会社の代表権を有し、かつ、後継者および後継者と特別の関係がある者で総議決権数の（　②　）％超の議決権数を保有することとなることなどの要件を満たす必要があります。

仮に、Ａさんが所有するＸ社株式480,000株のすべてを長男Ｃさんが贈与により取得し、本特例の適用を受けた場合、長男Ｃさんは、贈与により取得したＸ社株式に対応する贈与税額の（　③　）％の納税猶予を受けることができます」

〈数値群〉

イ．18　　ロ．20　　ハ．25　　ニ．30　　ホ．40　　ヘ．50　　ト．60　　チ．75

リ．80　　ヌ．90　　ル．100

問15

「直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税」（以下、「本特例」という）に関する次の記述①～③について、適切なものは○を、不適切なものは×を選択しなさい。

①

「長女Ｄさんがａさんから贈与を受けた金銭を土地の取得の対価に充て、その土地上に長女Ｄさんの夫が居住用家屋を新築して、土地は長女Ｄさんの単独所有、居住用家屋は長女Ｄさんの夫の単独所有となった場合、長女Ｄさんは本特例の適用を受けることができます」

②

「長女Ｄさんがａさんから贈与を受けた金銭を、新築予定のマンションの頭金の支払に充て、当該マンションの完成・引渡しが贈与を受けた年の翌年６月になる見込みである場合、長女Ｄさんは本特例の適用を受けることができません」

③

「長女Ｄさんがａさんから贈与を受けた500万円と住宅ローンにより3,000万円の住宅を新築し、住宅ローンの年末残高が2,400万円である場合に、贈与を受けた500万円について本特例の適用を受けるときは、住宅借入金等特別控除の控除額の計算上の住宅ローンの年末残高は1,900万円が限度となります」

【第５問】 模範解答

問13

〈答〉 ① 400（円） ② 3 ③ 192（円） ④ 0.75

問14

〈答〉 ① イ ② へ ③ ル

問15

〈答〉 ① × ② ○ ③ ×